

2019. 7/9

認知症高齢者の資産守れ

使い道アプリで代理人確認

定期的に定額払い戻し・贈与

大手信託銀

認知症の人の資産をどう守り、どう活用するか。その資産額は2030年に、今の1.5倍の200兆円になると試算されている。認知症となる前に本人の望み形でお金を使えるようにする準備が重要となり、金融業界にとっても大きな課題。大手信託銀行が相次いで新サービスを始めている。

認知症の人は2015年の約500万人から、25年には高齢者の2割の約700万人となる見込み。「老後2千万円必要」として話題になった金融庁の審議

スマホを使った出金確認のしくみ
父の体力や判断力が衰えた際の想定。
家族構成などは例。月々の定額支払い機能もある



会の報告書は、認知症の人の資産の管理のあり方も大きなテーマとしていた。認知症になって判断能力が落ちると、預貯金口座は原則的に凍結される。生活費や介護費をおろせなくなる恐れがある。そこで、三菱UFJ信託銀行が3月に発売したのが、認知症になった際に代理人がスマートフォンでお金をおろせる商品「つかえて安心」だ。

認知能力が落ちる前に銀行と信託契約を結び、代わりに出入金する代理人を選ぶ。代理人は医療費や生活費など本人のために使った費用の領収書をスマホで撮影し、銀行に送信して払い出しを請求。その内容が事前登録した人にアプリで知らされ、異議がなければ銀行は請求から5日後に払い出す。親族らによる使い込みなどを防ぐため、お金の動きを「見える化」する。担当者は「お金を守るのは大事だが、認知症になってから本人が望むように使えることも大事」という。

相続に備え「家族信託」も

まず信託銀行の「選べる安心信託」も認知症に備えた商品。預けた預貯金から生活費などを定期的に一定額を払い戻しできたり、

認知症と併せて、相続にも備える制度として「家族信託」も近年注目されている。銀行相手だけでなく家族との間で信託契約を結び、財産管理を任せるしくみだ。一般社団法人「家族信託普及協会」の推計では、契約件数は16年に2千3千件ほどだったが18年は8千5百9千件まで伸びている。

子らに毎年決まった額を贈与できたりするサービスもまとめた。本人が引き出しが無駄に使ってしまわないように、途中解約には3親等以内の親族から指定された代理人の同意を必要としている。

親の預金や不動産の管理の方法を家族間で取り決めておく。財産を持つ親が「委託者」となり、「受託者」である子らに管理を任せる。預金は金融機関で信託専用口座を作るなどして、親との信託契約に沿って活用する。親の存命中に生活費や医療費を引き出した後、土地の売買をしたりできる。司法書士や弁護士などの専門家と信託内容を考え、公証役場などで契約するのが一般的だ。

野卓也氏の試算によると、認知症の人が持つ金融資産は17年度末時点で14.3兆円で、30年度には21.5兆円となる見込み。家計の金融資産の約1割の規模だ。ファイナンシャルプランナーの豊田眞弓さんは「信託を含め、高齢期の資産管理を支える制度や商品の選択肢が増えた。親が元気なうちに、介護や医療費をどこから出してどう管理するかを話し合うことが大切。有料のサービスは、本来に必要な機能や手数料の見極めも重要になる」と話す。

アンケート「相続をどう考えてますか？」を<http://t.asahi.com/forum>で実施中です。ご意見はasahi_forum@asahi.comでも募集しています。

普及協会は「認知症への不安や関心から家族信託の契約が、ここ数年で急激に増えている」という。(鈴木友里子)